

市制施行70周年記念
第41回市民健康教室を開催



市制施行70周年記念第41回市民健康教室が9月7日、市民会館で開催されました。当日、ロビーでは、お薬相談や健康相談、血管年齢測定などが行われ、多くの来場者で賑わいました。

また、大ホールでは、毎年恒例の心肺生法コンテストや筋トレサロン活動報告が行われたほか、昨年好評だった市民の皆さんのギモンに市内の医療・介護の専門家がお答えする企画が「あなたのギモンにまたまたおこたえます！」と題して今年も行われ、来場者は健康に関する理解を深めました。

市消防署野球部が
野球場に筒先とホースを寄贈



市制施行70周年を記念して、市消防署野球部から市営野球場に筒先1本とホース3本が寄贈されました。9月16日には贈呈式が行われ、市消防署野球部監督の森田貴仁さんから

前田市長へ筒先とホースが贈られました。寄贈された筒先とホースは、今後、グラウンドの水まきに活用されます。

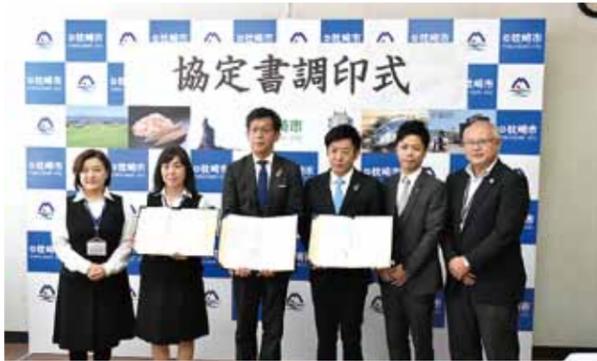
亀之園淳さんが最優秀賞を受賞



8月8、9日に山形県の鶴岡市で行われた第55回全国高等学校水産教育研究会において、鹿児島水産高校3年情報通信科の亀之園淳さんが「歩みを止めず未来へ」というテーマで教育意見・体験発表を行い、各地区代表8名の中から最優秀賞に選出されました。亀之園さんは、6月21日に鹿児島水産高校で行われた九州地区高等学校水産・海洋系産業教育体験発表会で最優秀賞に選ばれ、九州代表として全国高等学校水産教育研究会に出場していました。

9月19日には市役所を訪れ、前田市長に最優秀賞受賞の報告を行いました。

地域見守り活動に関する
協定を締結



8月29日に枕崎市役所で地域見守り活動に関する協定書調印式が開催されました。

調印式は前田市長とタクシー事業を運営する事業者(光グループ)、鹿児島ヤクルト販売の2社同席で行われました。今回協定を締結したことにより、事業者が仕事を行う中で市民の人々に異変がないかなどの地域見守り活動が実施され、地域住民の安全の向上が図られます。

2事業所に消防団協力事業所
表示証を交付



8月30日、枕崎市消防団協力事業所表示証交付式が消防本部で開催され、枕崎市漁業協同組合と枕崎市水産加工業協同組合に「消防団協力事業所表示証」が交付されました。

消防団協力事業所表示制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークをホームページなどで広く公表することができます。

2事業所には消防団員がそれぞれ4名おり、消防団活動に積極的な配慮と地域の防災体制の充実強化に尽力していることから、今回表示証が交付されることとなりました。



上の2つの記事は、インターンシップで市役所を訪れた鹿児島大学3年の荒田光成さん(写真左)と名桜大学(沖縄県)3年の高良実佑さん(写真右)が取材、写真撮影、記事作成を行いました。

未就学児インフルエンザ
予防接種の助成について

予防接種

未就学児を対象にインフルエンザ予防接種への助成を次のとおり実施します。

接種期間 12月31日(火)まで
対象者 本市市民で、平成25年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた方で、インフルエンザ予防接種を希望する方

※8月23日現在の住民基本台帳をもとに対象者を抽出し、予防票2枚(黄色の用紙1回目・2回目を郵送します)。

助成額 1回1000円(1人2回まで)

個人負担金 接種料金から助成額を差し引いた金額

※接種料金は医療機関ごとに異なります。医療機関にお問い合わせください。

接種場所 本市と契約した医療機関

※医療機関によっては接種できる年齢が異なりますので、郵送された通知に記載されている医療機関に確認してください。

注意事項

・任意接種です。ワクチンの目的、効果、副反応などを十分理解した上で接種してください。

予防接種

65歳以上のインフルエンザ
予防接種を実施

65歳以上の方のインフルエンザ予防接種を次のとおり実施します。

接種期間 12月31日(火)まで

対象者 本市市民で、昭和29年10月2日までに生まれた方で、予防接種を希望する方。

※8月23日現在の住民基本台帳をもとに対象者を抽出し、予防票(黄色の用紙)を郵送します。

助成額 2000円(1人1回まで)

個人負担金 接種料金から助成額を差し引いた金額

※接種料金は医療機関ごとに異なります。医療機関にお問い合わせください。

・インフルエンザ予防接種予防票(黄色の用紙)と母子健康手帳が必要です。
・転入などで予防票をお持ちでない方は、健康センターまでご連絡ください。

■問い合わせ 健康センター TEL 727176

償却資産の申告について

償却資産は、毎年1月1日現在で対象となる資産を1品でも所有していれば、1月31日までにその資産の所在する市町村に自主的に申告しなければなりません。

1. 償却資産とは

法人や個人事業主が「事業のために使用することができる」有形資産のことを言います。

法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却(所得控除)の対象となる資産が償却資産の該当資産となります。

「事業のために使用することができる」とは、事業に直接的に利益を生み出す資産だけを指すわけではありません。例えば、駐車場のアスファルト舗装や門・塀といった間接的に事業のために使用される資産も対象になります。また、現に使用していても、遊休・未稼働の資産や新たに取得していても稼働できる状態である資産も対象となります。

※土地・家屋・自動車等は、償却資産には該当しません。

2. 償却資産の分類

償却資産は、次の6種類に分類されます。

- ①建築物・・・門、塀、アスファルト舗装、煙突、鉄塔など
- ②機械及び装置・・・旋盤、ポンプ、太陽光発電設備など
- ③船舶・・・漁船、瀬渡し船、砂利船、遊覧船など
- ④航空機・・・セスナ、ヘリコプターなど
- ⑤車両及び運搬機・・・フォークリフト、貨車、大型特殊自動車など
- ⑥工具、器具及び備品・・・机、棚、パソコン、エアコンなど

■問い合わせ 税務課固定資産税係
TEL72-1111 (内線156・157)